

資料

英米刑事法研究（21）

英米刑事法研究会  
(代表者 田口守一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2009年10月開廷期  
刑事関係判例概観（下）

田中利彦 小島淳  
中島宏 小川佳樹

## アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2009年10月開廷期  
刑事関係判例概観（下）

I はじめに	Berghuis v. Smith, 130 S. Ct.
II 2007年10月開廷期補遺	1382 (2010)
District of Columbia v. Heller, 128 S. Ct. 2783 (2008)	VIII 証人対面権
III 捜索・押収	Briscoe v. Virginia, 130 S. Ct. 1316 (2010) ( <i>per curiam</i> )
Michigan v. Fisher, 130 S. Ct. 546 (2009) ( <i>per curiam</i> )	IX 量刑
City of Ontario v. Quon, 130 S. Ct. 2619 (2010)	Graham v. Florida, 130 S. Ct. 2011 (2010)
IV ミランダ・ルール	Barber v. Thomas, 130 S. Ct. 2499 (2010)
Berghuis v. Thompkins, 130 S. Ct. 2250 (2010)	Dolan v. United States, 130 S. Ct. 2533 (2010)
Florida v. Powell, 130 S. Ct. 1195 (2010)	Dillon v. United States, 130 S. Ct. 2683 (2010)
Maryland v. Shatzer, 130 S. Ct. 1213 (2010)	X ヘイビアス・コーパス
V 証拠開示	Holland v. Florida, 130 S. Ct. 727 (2010)
Wellons v. Hall, 130 S. Ct. 727 (2010) ( <i>per curiam</i> )	Corcoran v. Levenhagen, 130 S. Ct. 8 (2009) ( <i>per curiam</i> )
VI 迅速な裁判を受ける権利	Beard v. Kindler, 130 S. Ct. 612 (2009)
Bloate v. United States, 130 S. Ct. 1345 (2010)	McDaniel v. Brown, 130 S. Ct. 665 (2010) ( <i>per curiam</i> )
VII 陪審裁判	Wood v. Allen, 130 S. Ct. 841 (2010)
Smith v. Spisak, 130 S. Ct. 676 (2010)	Kiyemba v. Obama, 130 S. Ct. 1235 (2010) ( <i>per curiam</i> )
Presley v. Georgia, 130 S. Ct. 721 (2010) ( <i>per curiam</i> )	Jefferson v. Upton, 130 S. Ct. 2217 (2010) ( <i>per curiam</i> )
Thaler v. Haynes, 130 S. Ct. 1171 (2010) ( <i>per curiam</i> )	

Magwood v. Patterson, 130 S. Ct. 2788 (2010)	Bobby v. Van Hook, 130 S. Ct. 13 (2009) ( <i>per curiam</i> )
XI 刑事実体法	Wong v. Belmontes, 130 S. Ct. 383 (2009) ( <i>per curiam</i> )
United States v. Stevens, 130 S. Ct. 1577 (2010)	Porter v. McCollum, 130 S. Ct. 447 (2009) ( <i>per curiam</i> )
Skilling v. United States, 130 S. Ct. 2896 (2010)	Sears v. Upton, 130 S. Ct. 3259 (2010) ( <i>per curiam</i> )
Johnson v. United States, 130 S. Ct. 1265 (2010)	XIV 二重の危険
United States v. O'Brien, 130 S. Ct. 2169 (2010)	Renico v. Lett, 130 S. Ct. 1855 (2010)
Carr v. United States, 130 S. Ct. 2229 (2010)	XV 上訴
Carachuri-Rosendo v. Holder, 130 S. Ct. 2577 (2010)	United States v. Marcus, 130 S. Ct. 2159 (2010)
Black v. United States, 130 S. Ct. 2963 (2010)	XVI 行刑
Weyhrauch v. United States, 130 S. Ct. 2971 (2010) ( <i>per curiam</i> )	Wilkins v. Gaddy, 130 S. Ct. 1175 (2010) ( <i>per curiam</i> )
XII テロ対策	XVII その他
Holder v. Humanitarian Law Project, 130 S. Ct. 2705 (2010) (以上, 45巻1号)	United States v. Comstock, 130 S. Ct. 1949 (2010)
XIII 弁護	McDonald v. City of Chicago, 130 S. Ct. 3020 (2010)
Padilla v. Kentucky, 130 S. Ct. 1473 (2010)	Alvarez v. Smith, 130 S. Ct. 576 (2009)
	United States v. Juvenile Male, 130 S. Ct. 2518 (2010) ( <i>per curiam</i> )

### XIII 弁護

#### ・ Padilla 判決<sup>(1)</sup>

本件は、有罪判決後の退去強制の可能性について、弁護人が被告人に適切なアドバイスをしなかったために有罪答弁がなされた場合、合衆国憲法修正6条の有効な弁護を受ける権利が侵害されたことになるかどうかが争われた事案

---

(1) Padilla v. Kentucky, 130 S. Ct. 1473 (2010). スティーヴンズ裁判官執筆の法廷意見（ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール各裁判官同調）のほか、アリート裁判官の結論同意意見（ロバーツ長官同調）、スカリア裁判官の反対意見（トマス裁判官同調）がある。

である。

適法な滞在資格を有する外国人である上告人 Padilla は、マリファナを運搬したことでケンタッキー州の裁判所に起訴された。Padilla は有罪答弁を行って判決を言い渡されたが、これに続いて行われる国外への退去を強制する処分を科すための手続のなかで、次のように主張した。弁護人は、この事件で有罪とされれば退去強制となることを Padilla に伝えず、移民法上の地位については何ら心配することはないとの誤ったアドバイスをしたが、もしこのアドバイスがなければ、有罪答弁をせずに公判での審理を要求したはずである。

Padilla からの救済の申立てに対して、ケンタッキー州最高裁は、退去強制は有罪判決に付随して発生した結果に過ぎないので、そのことに関する弁護人からのアドバイスには、修正 6 条の有効な弁護を受ける権利の保障は及ばないとした。そして、本件において弁護人が強制退去の可能性を伝えなかったことも、それについて間違ったアドバイスをしたことも、Padilla を救済する根拠とはならないとして、この申立てを斥けた。

連邦最高裁は、次のような判断を示して、原判決を破棄し、州裁判所に差し戻した。

まず、法廷意見は、有罪判決と退去強制との関係を次のように分析している。移民法の歴史が退去強制の範囲を拡大してきたものであり、さらに、1996 年の法改正を経た現行法では、連邦司法長官が裁量的に回避できる僅かな例外を除いて、市民権をもたない被告人が有罪判決を受けた時には、退去強制が行われることは不可避となっている。本件で問題となった禁止薬物の不正密売に関する犯罪については、連邦司法長官が退去強制を裁量的に回避することもできない。このことから、退去強制は、市民権をもたない被告人が有罪を認めた場合に科される制裁に不可欠な——時には最も重要な——要素であると位置づけられる。

そのうえで、法廷意見は、退去強制は有罪判決の付隨的な結果に過ぎないとして、刑罰そのものとは区別して扱おうとした州裁判所の考え方について、次のように論じている。退去強制は、厳密な意味での刑事罰ではないものの、極めて重い制裁であるし、その手続は民事手続に属するものの、刑事手続と密接に関わるものである。そして、現行法では、多くの犯罪において外国人が有罪とされれば、ほぼ自動的に退去強制処分が科されるのであるから、退去強制を「付隨的」な処分に過ぎないとして有罪判決から切り離して捉えるのは困難である。したがって、退去強制に関する弁護人のアドバイスが、修正 6 条の有

効な弁護を受ける権利の保障範囲から類型的に除外されるものではない。

以上を前提として、法廷意見は、本件において有効な弁護を受ける権利が侵害されたか否かについて、Strickland 判決<sup>(2)</sup>が示した基準による判断を示している。

まず第1に、弁護人の活動が客観的な合理性の基準を下回っていたかどうかが問題となる。Strickland 判決によれば、一般的な法律専門家の標準において合理的であれば、適切な弁護方法といえるのであるから、この判断は、法律専門家の集団において実践され、期待されている弁護活動の内容と関連づけて行うことが必要である。そして、アメリカ法律家協会（ABA）をはじめとする様々な法律家の団体が示しているところによれば、外国人の被告人から選任されている弁護人は、退去強制の危険についてアドバイスすることが通常求められている。さらに、本件については、Padilla が有罪答弁をすれば退去強制となることが条文の文言から明確な事案なのであるから、——移民法が専門性の高い分野であることを勘案しても——弁護人に正しいアドバイスをする義務があったのは明らかである。したがって、Padilla による本件の申立ては、Strickland 判決がいう第1の基準を充たしている。

そこで、Padilla の救済が認められるかどうかは、第2の基準である弁護人の過誤がなければ手続の結論が異なっていたか否か——その蓋然性の有無——にかかることになる。法廷意見は、この点については、本件を差戻したうえで、州裁判所の第1審としての検討に委ねるとした。

なお、法廷意見は、有効な弁護を受ける権利の侵害は弁護人が積極的に間違ったアドバイスをした場合に限られるべきだとの主張を、弁護人の作為による場合と不作為による場合との間に有意な差異は存在しないとして斥けた。また、この申立てを認めて、——判決が無効とされることが頻発することはなく——有罪答弁によって出された判決の終局性が損なわれることはないとした。さらに、答弁取引の手続のなかで、退去強制の可能性が十分に伝えられて検討されることは、両当事者の利益をよりよく充たした合意が得られるようになり、州にとっても市民権をもたない者にとっても利益であることにも付言し

---

(2) Strickland v. Washington, 466 U.S. 668 (1984) [紹介、鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第3巻』124頁〔加藤克佳〕(成文堂, 1989年), 渥美東洋編『米国刑事判例の動向III』90頁〔椎橋隆幸〕(中央大学出版部, 1994年), 憲法訴訟研究会=芦部信喜編『アメリカ憲法判例』342頁〔宮城啓子〕(有斐閣, 1998年)].

ている。

(中島 宏)

・その他

弁護に関する本開廷期の判決としては、ほかに、死刑事件で刑を軽減するための証拠を提出しようと試みていた弁護人がある時点においてそれ以上の証拠を探すのをやめる判断をしたのは、専門家の合理的な判断の範囲内であって修正 6 条の有効な弁護を受ける権利の保障に違反しないとした Van Hook 判決<sup>(3)</sup>、弁護人による刑の軽減のための立証が不十分であったとの主張に対し、被告人が前に殺人を犯したこと示す証拠があるのを知っていた弁護人は、その殺人の証拠が出てこないように慎重に手続を進めていたのであるから、当該弁護活動が被告人に不利益を生じさせたことは証明されていないとした Belmontes 判決<sup>(4)</sup>、弁護人が、精神疾患、精神障害、育った家庭環境、兵役での記録を刑の軽減のための証拠として提出しようとなかったのは不十分な弁護活動であり、それらが提出されれば異なる刑が言い渡された蓋然性もあるとして、修正 6 条違反の主張が容れられた Porter 判決<sup>(5)</sup>、弁護人が刑を軽減するための戦略として被告人の幼少時代の様子を明らかにしたものの奏功せずに死刑が言い渡された事案について、不十分な弁護活動によって実際に被告人に不利益が生じたのかどうかを、被告人の精神障害が明らかとなっていることも考慮しながら詳しく調べるべきであったとして州裁判所に事件を差し戻した Sears 判決<sup>(6)</sup>がある。

(中島 宏)

## XIV 二重の危険

・Lett 判決<sup>(7)</sup>

本件は、第 1 級謀殺を含む事件の審理の後、4 時間程度の評議の末、評決不

---

(3) Bobby v. Van Hook, 130 S. Ct. 13 (2009) (*per curiam*).

(4) Wong v. Belmontes, 130 S. Ct. 383 (2009) (*per curiam*).

(5) Porter v. McCollum, 130 S. Ct. 447 (2009) (*per curiam*).

(6) Sears v. Upton, 130 S. Ct. 3259 (2010) (*per curiam*).

(7) Renico v. Lett, 130 S. Ct. 1855 (2010). ロバーツ長官執筆の法廷意見（スカラリア、ケネディ、トマス、ギンズバーグ、アリート各裁判官同調）のほか、

成立を理由とする審理無効が宣告され、その後再審理がなされた場合において、当該審理無効の宣告が、合衆国憲法修正5条の二重の危険禁止条項に関する連邦最高裁判例上確立されたルール——審理無効は「明白な必要性」のもと、「健全な裁量権の行使」として宣告されることを要する——の「不合理な適用」となるかどうかが争われた事案である。

被上告人Lettは、第1級謀殺などの事実で起訴され、ミシガン州裁判所において審理を受けた。審理そのもの——陪審選任から陪審説示まで——は約9時間程度で終了し、陪審は、同日午後およびその翌日の午前中から午後にかけて合計4時間程度の評議を行った。2日目の評議の際、陪審員長は裁判官に対し複数回にわたりメモを提出したが、そのうちの1つは、「陪審の意見が一致しなかった場合にはどうなるか」を尋ねる内容のものであった。

裁判官は、これを受けて、陪審および両当事者を法廷に呼び戻したうえで、陪審員長に対して、評決について陪審員の間で意見の相違があるのか、全員一致の評決に到達する見込みがないのかとの質問をした。陪審員長は、すぐには返答をしなかった。しかし、裁判官から返答を促されて、これを肯定した。そこで、裁判官は、その場で審理無効を宣告し、陪審を解散したうえで、新たな陪審による審理のための手続を開始した。再審理の結果、Lettは第2級謀殺の事実で有罪とされた。

Lettは、当初の審理無効は「明白な必要性」なくして宣告されたものであるからその後の新たな審理は二重の危険禁止条項に違反するなどと主張して、上訴した。そして、州控訴裁がLettの主張を容れて第2級謀殺の事実による有罪判決を破棄したため、検察官が州最高裁に上訴したところ、同裁判所は、本件では事実審裁判官の審理無効宣告は「健全な裁量権」の行使の範囲内にあるなどとして州控訴裁の判決を破棄し、Lettの有罪判決が確定した。

Lettは、州最高裁が二重の危険禁止条項違反の主張を斥けたのは、「1996年テロ対策および効果的な死刑法 (Antiterrorism and Effective Death Penalty Act of 1996 (AEDPA))」の規定する「連邦最高裁の判断により明確に確立された連邦法の不合理な適用」(合衆国法典第28編2254条(d)(1))に当たるとして、連邦のヘイビアス・コーパスを求めた。そして、連邦地裁がこれを認容し、第6巡回区連邦控訴裁も連邦地裁の判断を支持したため、州側が連邦最

---

スティーヴンズ裁判官の反対意見（ソトマイヨール裁判官同調、ブライヤー裁判官一部同調）がある。

高裁に上告した。

連邦最高裁は、以下のように述べて、州最高裁の判断は AEDPA の規定する「不合理な適用」とはいえないとして、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

本件で問題となるのは、州最高裁の判断が、明確に確立されている連邦法の「不合理な（unreasonable）適用」といえるかどうかであり、「誤った（incorrect）適用」といえるかどうかではない。AEDPA は、連邦裁判所に対して、州裁判所の判断を審査するにあたっては「疑わしきは州裁判所の利益に」扱うよう求めている。

本件における「確立された連邦法」は、Perez 判決<sup>(8)</sup>によって示され、その後も繰り返し確認されているルールである、評決不成立を理由とし、事実審裁判官が「明白な必要性」ありとの判断に基づいて審理無効を宣告した後に同じ事件について新たな陪審を選任して審理を行うことは二重の危険禁止条項に反するものではない、評決不成立を理由とする審理無効の判断については事実審裁判官に広範な裁量権が認められ、上訴審はこれを最大限尊重しなければならない、というものである。そして、当裁判所の先例上、事実審裁判官は、審理無効とすべきか否かを、決まった公式（formula）を機械的に適用することにより決定すべきではないとされており、また、「明白な必要性」を明示的に認定したり、審理無効宣告という形での裁量権行使を基礎づけるすべての要素を記録上明らかにしておいたりする必要はないとされている。事実審裁判官が、陪審に最低限何時間というような形で一定の決まった時間以上評議を続けることを強要したり、陪審員に個別に質問したりするなどして、膠着状態を開拓する措置を講じなければならない旨を述べた当裁判所の先例も存在しない。

また、AEDPA の「不合理な適用」基準との関係では、適用されるルールが一般的なものであればあるほど、通常の公平な（fair minded）裁判官の間で、その適用に際しての——相応の理由に基づく——意見の相違が生じる可能性も高くなり、個々の事件において結論を導く際に認められる裁量の幅も大きくなるといえるところ、本件で州最高裁の適用した基準は、事実審裁判官に付与されている広範な裁量権の濫用があったかどうかという一般的な基準である。

州最高裁は、当裁判所の先例を本件の事案に適用し、本件の評議が、短時間の比較的単純な事実についての審理の後になされたこと、陪審員長が裁判官に

---

(8) United States v. Perez, 22 U.S. (9 Wheat.) 579 (1824).

提出したメモの内容、陪審員長が全員一致の評決に到達していないこと、および、その見込みがないことを法廷で述べたことなどに照らし、事実審裁判官の審理無効宣告はその裁量権の濫用には当たらないとの結論を導いている。第6巡回区連邦控訴裁が下した——州最高裁とは異なる——評価にも理由がないではないが、だからといって州最高裁の下した評価が「不合理な」ものとは直ちにはいえない。本件における州最高裁の判断は、——本件の事実に照らしても、また、本件で適用される基準が一般的な基準であり、それについては「明らかに正しい」答えや「明らかに誤っている」答えは存在しないということに照らしても——客観的に「不合理な」ものではない。第6巡回区連邦控訴裁は、AEDPA および当裁判所の二重の危険禁止条項に関する先例がいずれも要請している裁量権の保障を州裁判所に与えなかった点で、誤っている。

第6巡回区連邦控訴裁は、事実審裁判官の健全な裁量権の行使に関する3つの基準について判示した同控訴裁の先例に依拠しているが、それは、当裁判所が下した Washington 判決<sup>(9)</sup>を単純に説明（illuminate）したものとはいえない。したがって、仮に当該先例が「不合理な」形で適用されたとしても、AEDPAに基づいてヘイビアス・コーパスが認められることにはならない。

当裁判所は、本件において事実審裁判官が審理無効を宣告するまでにより慎重に対処することもできたであろうこと自体は否定しない。ただ、第6巡回区連邦控訴裁が第1審裁判官に求めるような措置は、当裁判所の先例によっても、AEDPAにおいても、要求されていないのである。

（小島 淳）

## XV 上訴

上訴に関する本開廷期の判決としては、継続的犯罪行為（continuing offense）について有罪判決を受けた被告人が、有罪とされた行為のうちの一部は、当該行為を処罰する法律が施行される前に行われたものであり、それらの行為を含めて訴追したことは——理屈のうえでは陪審が当該法律施行前の行為のみに基づいて被告人を有罪とすることがあり得る以上——合衆国憲法1条9節3項に規定された溯及処罰禁止に抵触し、かつ、当該憲法上の瑕疵は明白

---

(9) Arizona v. Washington, 434 U.S. 497 (1978) [紹介、渥美東洋編『米国刑事判例の動向 I』225頁〔中野目善則〕(中央大学出版部, 1989年)].

であるから、控訴審の段階で初めて主張することも許される旨主張して争った事案において、「明白な瑕疵の原則」について Puckett 判決<sup>(10)</sup>が明示した 4 要件のうち、第 3 の要件——当該瑕疵または欠陥により、上訴申立人の重要な権利（substantial rights）が侵害されるおそれがあること——および第 4 の要件——当該瑕疵または欠陥が、司法の公正、司法の廉潔性、あるいは司法に対する国民の信頼の重大な侵害となるものであること——が当該事案においては充足されないとして消極の判断を示した Marcus 判決<sup>(11)</sup>がある。

(小島 淳)

## XVI 行刑

行刑に関する本開廷期の判決としては、矯正施設の職員（corrections officer）による受刑者に対する暴行が合衆国憲法修正 8 条の禁止する残虐かつ異常な刑罰に該当するのではないかが争われた事案において、Hudson 判決<sup>(12)</sup>のいう——修正 8 条違反を構成し得る——「過度の有形力の行使（use of excessive physical force）」に当たるか否かは、同判決も指示するとおり、それによって生じた傷害の程度（extent of injury）ではなく、行使された有形力の性質（nature of the force）によって判断されるべきであることを確認し、消極の判断を示した Wilkins 判決<sup>(13)</sup>がある。

(小島 淳)

---

(10) Puckett v. United States, 129 S. Ct. 1423 (2009) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2008年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学44卷1号171-173頁〔小島淳〕(2010年)].

(11) United States v. Marcus, 130 S. Ct. 2159 (2010). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、トマス、ギンズバーグ、アリート各裁判官同調）のほか、スティーヴンズ裁判官の反対意見がある。

(12) Hudson v. McMillian, 503 U.S. 1 (1992) [紹介、日笠完治・ジュリスト 1039号116頁(1994年)].

(13) Wilkins v. Gaddy, 130 S. Ct. 1175 (2010) (*per curiam*). トマス裁判官の結論同意意見がある。

## XVII その他

### ・Comstock 判決<sup>(14)</sup>

合衆国憲法1条8節は、連邦議会の権限が認められる事項を列挙したうえで（1項～17項）、さらに、連邦議会は「上記の権限およびこの憲法により合衆国政府またはその部門もしくは官吏に対して付与された他の一切の権限を実行に移すために必要かつ適切な・すべての法律を制定すること」<sup>(15)</sup>ができるとしている（18項）。本件は、連邦の刑事施設から釈放される予定であるが、精神障害があり、他者への性的加害行為をするおそれが認められる者（sexually dangerous person）についての施設収容処分（civil commitment）を定めた連邦法（合衆国法典第18編4248条）が、合衆国憲法1条8節違反——すなわち、連邦議会の権限が認められない事項についての立法——ではないかが争われた事案である。

連邦司法省は、被上告人Comstockらについて、連邦地裁において、施設収容処分のための手続を開始したが、Comstockらが合衆国憲法1条8節違反などを主張したところ、連邦地裁は、これを容れ、手続を打ち切った。さらに、第4巡回区連邦控訴裁判も、手続打切りを支持した。

上告を受理した連邦最高裁は、第4巡回区連邦控訴裁判の判決を破棄・差戻しとした。

合衆国法典第18編4248条の合憲性について、法廷意見は、次のような判断を示した。すなわち、①合衆国憲法1条8節18項が連邦議会に広範な権限を付与していること、②4248条の施設収容処分のようなものは、連邦法上、長い歴史を有していること、③4248条は、連邦の刑事施設にいる者が釈放されることによって生じる危険から公衆を護るためにものであること、④4248条は州の権限を侵すものであるとはいえないこと、そして、⑤4248条の適用範囲は限定的な

(14) United States v. Comstock, 130 S. Ct. 1949 (2010). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、スティーヴンズ、ギンズバーグ、ソトマイヨール各裁判官同調）のほか、ケネディ裁判官の結論同意意見、アリート裁判官の結論同意意見、トマス裁判官の反対意見（スカラリア裁判官一部同調）がある。

なお、この判決の紹介として、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2009-2010年開廷期重要判例概観」アメリカ法2010年2号304-305頁（2011年）がある。

(15) 田中英夫編『BASIC 英米法辞典』219頁（東京大学出版会、1993年）。

ものであることを考慮すると、合衆国憲法 1 条 8 節違反はないと解すべきである。

(小川佳樹)

・ McDonald 判決<sup>(16)</sup>

本件は、武器（Arms）の保有・携行の権利を保障する合衆国憲法修正 2 条の規定が州にも適用があるかが争われた事案である。

シカゴ市においては、条例で、未登録の銃の所持を禁止するとともに、ほとんどの拳銃の登録を禁止し、実際上、ほとんどの一般市民の拳銃所持が禁止されていた。同条例の目的は、財産の喪失および武器による殺傷から住民を保護するためとされていた。シカゴ郊外のオーク・パーク村でも拳銃の所持を違法としていた。連邦最高裁の Heller 判決<sup>(17)</sup>後、シカゴの住民である McDonald ら個人 4 名とイリノイ州ライフル協会および修正 2 条財団が、シカゴ市の条例が修正 2 条に違反するとの宣言的判決を求めて連邦地裁に提訴し、それとは別に、オーク・パーク村の条例につき全米ライフル協会（NRA）および住民 2 名が同様の訴えを同地裁に提起した。また、NRA ほかがシカゴの条例について同様の訴えを提起した。これら 3 件の訴訟は同じ裁判官が担当したが、第 7 巡回区連邦控訴裁が四半世紀前に拳銃の所持禁止の合憲性を認めており、Heller 判決は、合衆国憲法修正 14 条による修正 2 条の編入問題について述べることを明示に差し控えているなどとして、いずれの原告の訴えも斥け、原告らの

(16) McDonald v. City of Chicago, 130 S. Ct. 3020 (2010). アリート裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、トーマス各裁判官同調）および相対的多数意見（ロバーツ長官、スカリア、ケネディ各裁判官同調）のほか、スカリア裁判官の同意意見、トーマス裁判官の一部同意・一部結論同意意見、スティーヴンズ裁判官の反対意見、ブライヤー裁判官の反対意見（ギンズバーグ、ソトマイヨール各裁判官同調）がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注（14）275-280頁がある。

(17) District of Columbia v. Heller, 128 S. Ct. 2783 (2008) [紹介、会沢恒・北大法学論集60巻 2 号644頁（2009年）、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2007-2008年開廷期重要判例概観」アメリカ法2008年 2 号203-215頁（2009年）、Shawn Huizenga・近畿大学法学57巻 2 号109頁（2009年）、富井幸雄・アメリカ法2009年 1 号153頁（2009年）、青山武憲・日本法学76巻 1 号29頁（2010年）、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2009年10月開廷期刑事関係判例概観（上）」比較法学45巻 1 号159頁（田中）（2011年）]。

控訴に対し、同控訴裁は連邦地裁の判断を支持した。

連邦最高裁は、第7巡回区連邦控訴裁の判決を破棄して差し戻した。法廷意見は、大要、以下のとおりである（なお、法廷意見を執筆したアリート裁判官は、さらに、武器の保有・携行の権利は修正14条の特権免除（privileges and immunities）に該当するとの主張に対し、Slaughter-House Cases判決<sup>(18)</sup>における特権免除条項の解釈に変更を加える必要はない」とし、また、法廷意見で触れられた以外の被上告人の主張や反対意見に対する詳細な反論を加えているが、これらは同調者3名の相対的多数意見にとどまっている）。

当裁判所は、19世紀末以降、修正14条のデュー・プロセス条項は権利章典が定める権利を州が侵害することを禁じているかについて検討するようになった。そして、最終的に、選択的編入（selective incorporation）と呼ばれてきた方法をとるようになり、権利章典の最初の8か条に含まれている個々の権利ごとにデュー・プロセス条項はこれを完全に組み込んでいるとの判断を示すようになった。当裁判所は、そこで、権利章典による当該保護が我々の社会の秩序ある自由（ordered liberty）や正義の体系にとって基本的なものであるかどうかを問うた。

武器を保有・携行する修正2条の権利がデュー・プロセスの概念に組み込まれているかどうかの問題に答えるうえで、当裁判所は、武器を保有・携行する権利が我々の社会の秩序ある自由の体系にとって基本的なものであるかどうか、すなわち、その権利がこの国の歴史や伝統に深く根ざしたものであるかどうかについて結論を出さなければならない。Heller判決において、我々は、個人の自衛は修正2条の権利の中心的な構成要素であり、拳銃は家庭および家族を護るために保有し、使用するためのものとしてこの国においてもっとも好まれる武器であることから、修正2条の権利は拳銃に適用されると判示した。Heller判決は、自衛という核心的な合法的目的のために拳銃を使用するという権利は、この国の歴史や伝統に深く根ざしていることを明らかにした。

南北戦争後、南部の州においては帰還したアフリカ系アメリカ人やその他の黒人の組織的な武装解除の努力がなされ、南部のいくつかの州においては、アフリカ系アメリカ人による武器の所持を禁じる法律が制定されている。そして、南部全体で多くは元南軍兵士から成る武装集団が解放奴隸から実力行使によって武器をとり上げる動きが広がった。連邦議会は、立法措置が必要という

---

(18) Slaughter-House Cases, 83 U.S. 36 (1872).

結論に至り、1866年の自由民局法（Freedmen's Bureau Act of 1866）14条において、武器を保有する連邦憲法上の権利を含む権利は、人種や肌の色または奴隸という従前の状況に関わりなく、すべての市民について確保され、すべての市民によって享受されるべきものであることを定めた。そして、この法律と同時に審議された1866年の市民権法（Civil Rights Act of 1866）1条は、白人市民が享受するのと同様の、身体および財産の保全のためのすべての法律および手続についての完全で平等な利益を保障した。しかし、連邦議会は、これら立法措置のみでは不十分として、黒人の権利についての完全な保護を与えるために連邦憲法の修正が必要と確信するに至ったが、修正14条の審議において、連邦議会は、武器を保有・携行する権利について保護に値する基本的権利であるとして言及している。

また、武器を保有・携行する権利は、修正14条が批准された当時、州の憲法においても広く保護されていた。1868年現在、連邦の37州のうち22州において、武器を保有・携行する権利を明示的に保護する憲法上の規定が存した。

（田中利彦）

#### ・その他

以上のほか、薬物犯罪を容易にするために用いられた動産の対物没収に関し、当該動産の令状なしの押収および没収手続の開始に向けた各手続の時間的要件を規定したイリノイ州法の規定に基づいて車や現金を押収された被上告人らが、州が押収後に迅速な手続をとらなかったことが連邦のデュー・プロセス条項に違反するとして連邦の市民権法の規定に基づいて宣言的判決や差止めなどを求めた事件について、連邦最高裁における弁論において当該押収物に関する争いが事実上解決済みであることが判明したことから、同事件が争訟性を喪失している（moot）としたSmith判決<sup>(19)</sup>、2005年に、被上告人が連邦非行少年法上の非行に当たる12歳未満の者との性的行為について当該非行事実を認め、2年の拘禁および21歳に達するまでの間の保護観察——そのうち最初の6か月間は釈放前施設での居住——の処分を受けたが、当該保護観察期間満了前の2006年に、連邦で性犯罪者登録および通知法（Sex Offender Registration

---

(19) Alvarez v. Smith, 130 S. Ct. 576 (2009). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、トーマス、ギンズバーグ、アリー、ソトマイヨール各裁判官同調、スティーヴンズ裁判官一部同調）のほか、スティーヴンズ裁判官の一部同意・一部反対意見がある。

and Notification Act) が制定され、一定の重大な性犯罪について非行事実ありとされた少年についても、居住するなどしている州での性犯罪者としての登録を要するとされたことから、保護観察の残期間中の性犯罪者登録を求めることが遡及処罰法禁止条項に違反するかが争点となったという事案について、すでに被上告人が21歳に達して保護観察が終了している現状において事件が争訟性を喪失しているかどうかの判断が必要であるが、当該判断をするうえで、モンタナ州法上の性犯罪者登録を継続する被上告人の義務の有無が連邦法上の性犯罪者登録義務の有効性にかかっているかを明らかにする必要があるとして、当該争点をモンタナ州最高裁へ付託する旨決定した *Juvenile Male* 判決<sup>(20)</sup> がある。

（田中利彦）

---

(20) *United States v. Juvenile Male*, 130 S. Ct. 2518 (2010) (*per curiam*).